

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 農業振興課

不利益処分の内容	農村婦人の家利用承認の取消し
根拠法令等及び条項	栃木市農村婦人の家条例第9条
根拠条項	栃木市農村婦人の家条例第9条
参考事項	
設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 婦人の家の利用承認の取り消し基準（条例第9条）</p> <p>市長は、婦人の家の利用目的又は利用条件に違反したときは、利用承認を取り消し、又は利用を中止することができる。</p>